

## 労働者のみなさま、事業主のみなさま

### 労災保険の二次健康診断等給付制度をご存じですか。

労災保険の二次健康診断等給付は、労働者の業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患（以下「脳・心臓疾患」という。）の発症の予防を図るため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等（以下「一次健康診断」といいます）の結果、脳・心臓疾患を発症するリスクが高い健康状態であると認められる労働者に対し、二次的な健康診断と脳・心臓疾患の発症の予防を図るための特定保健指導を1年度内に1回限り、無料で受診することができる制度です。

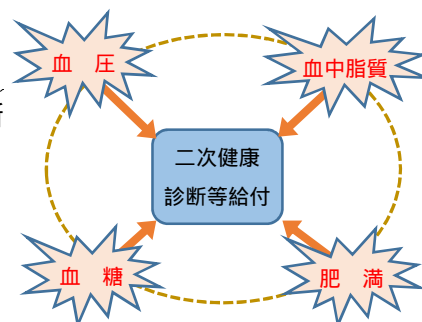
#### 【給付の要件】

- 1 一次健康診断の結果、異常の所見が認められること  
一次健康診断の結果、次のすべての検査項目について、「異常の所見」があると診断されたときは二次健康診断等給付を受けることができます。

- (1) 血圧検査
- (2) 血中脂質検査
- (3) 血糖検査
- (4) 腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定

なお、一次健康診断の担当医師により、(1)から(4)の検査項目において「異常なし」と診断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見を認めた場合には、産業医等の意見を優先します。

- 2 脳・心臓疾患の症状を有していないこと  
(一次健康診断またはその他の機会、医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断された場合、二次健康診断等給付を受けることはできません。)
- 3 労災保険の特別加入者でないこと



#### 【給付の手続き】

二次健康診断等給付を受けようとする方は、あらかじめ二次健康診断等給付医療機関に「労災の二次健康診断」である旨を伝え予約し、受診してください。

受診の際には、「二次健康診断給付請求書」及び「一次健康診断の結果（写し可）」を持参して下さい。

#### 【請求に当たっての注意事項】

誤って二次健康診断等給付の請求を行った場合には、二次健康診断等給付を受ける要件を満たしていても労災保険からの給付が行われなことがあります。この場合、検査に要した費用は全額受診者が負担することになりますので、二次健康診断等給付の請求を行う場合には、次の点に十分注意してください。

- 一次健康診断を受診した日から**3か月以内**に請求する必要があります。

一次健康診断を受診した日から3か月を過ぎた場合、二次健康診断等給付を受けることはできません。ただし、次のようなやむを得ない事情がある場合を除きます。

天災地変により請求を行うことができない場合

医療機関の都合などにより、定期健康診断の通知が著しく遅れた場合

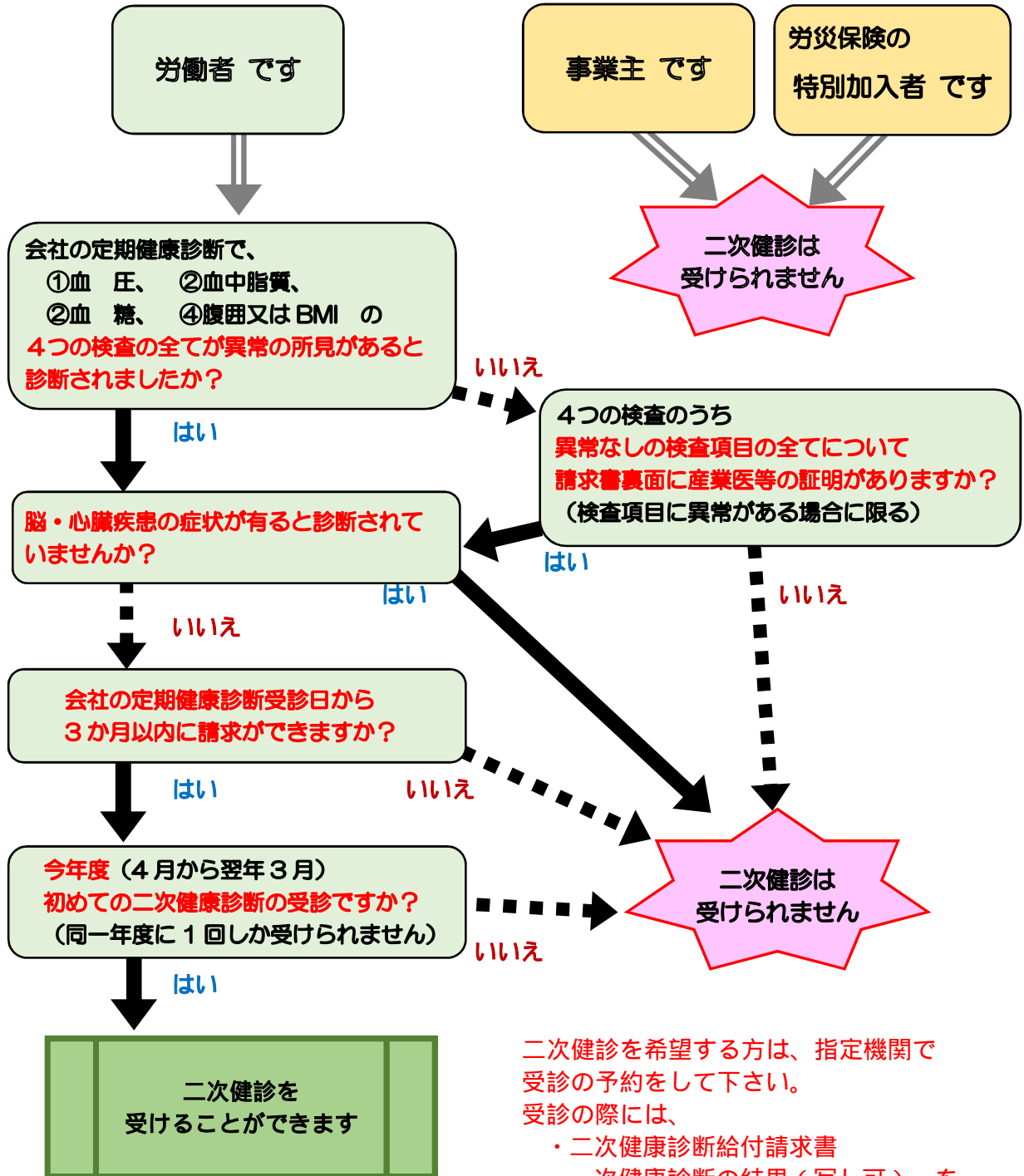
- 1年度（4月1日から翌年3月31日）内に**1回のみ**受けることができます。

#### 【問い合わせ】

鳥取労働局 労働基準部 労災補償課 TEL : 0857-29-1706

# 二次健診対象者チェック

あなたは・・・



二次健診を希望する方は、指定機関で受診の予約をして下さい。  
受診の際には、

- ・二次健康診断給付請求書
- ・一次健康診断の結果（写し可） を持参して下さい。